

杜の風

校長 森 薫

◎東部地区アンサンブルコンテストの結果です。

・毛里田中A 木管打楽器八重奏 銀賞 ・毛里田中B 金管四重奏 銅賞

中学校の部だけで81団体が出場していました。みんなよく頑張りましたね。おめでとうございます。この日に向け、中西先生の知り合いの複数のプロの方が練習に来てくださっていました。マンツーマンで個人指導していただけるなんて最高の幸せですね。次の目標に向けて更に努力してください。保護者の皆様、有難うございました。

◎期末テスト勉強。みんなが頑張っている。君も負けずに頑張ろう！！

◎虐待（ぎゃくたい）にあつたら。虐待の疑いを見たら・聞いたら。

先日配布した文部科学大臣からのメッセージは読みましたか？

人には肉体的苦痛や精神的苦痛などの『いじめ』や『暴力』『虐待』を受けずに、誰もが人として社会の中で生きていく権利があります。これが人権です。

皆さんの中で、家の人からたびたび殴られたり蹴られたり脅かされたりする、家族が殴られたり蹴られたり脅かされたりしているのを見る、食事もろくに摂らせてもらえない、おじいちゃんやおばあちゃん・弟や妹の世話をしている寝る時間が少ない・勉強する時間がないなどという人がいたら、それは『虐待』にあたります。

学校の中で友達や先輩から肉体的苦痛・精神的な苦痛を感じるようなことをされた場合には『いじめ』となるように、家庭の中で暴力や言葉によって肉体的・精神的な苦痛を感じることがある場合、親が子の養育を行わないなどの場合には『虐待』となります。裏面のようなことがある場合には、遠慮なく私たちに申し出てください。

先生に話せないようでしたら、児童相談所の電話番号『189』（いちはやく）へ電話をしてください。 **命が危ないような場合は、直ちに警察『110』通報です。**

私たち教職員には、虐待から皆さんを守るため早期発見に努める義務と、虐待や虐待の疑いを知り得た場合の通告の義務があります。皆さんの命を最優先に考え、児童相談所や市役所・警察署と連携を取りながら家庭の支援・指導・改善をしていきます。
※保護者・地域の皆様。虐待の疑いを見た・聞いたという場合には、子どもの命を最優先にし、児童相談所や警察への通告・通報をお願いします。

児童虐待の定義

児童虐待の定義

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など